

# 掲示板

「掲示板」は、市民のための情報コーナーです。掲載内容は、広報紙の持つ公共性や公益性を尊重し、市民および市が不利益を被らないものとします。掲載方法など、詳しくは電話でお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

## ■ 島田市民文化祭「合唱と器楽発表会」(無料)

☎島田市音楽協会 ☎ 090-5625-9829 (杉浦)

とき／11月6日(日) 午後1時30分開演

ところ／プラザおおるり ホール

【第1部(合唱)】出演／コラル・アミ、コール・シクラメン、  
混声合唱団しまだファミリー、島田市少年少女合唱団

【第2部(器楽)】出演／島田フィルハーモニー管弦楽団、島田マンドリンアンサンブル、島田工業高校吹奏楽部、島田交響吹奏楽団

## ■ 動物慰霊祭～合同でペットの慰霊を行います～

☎島田市動物慰霊祭実行委員会 ☎ 32-0021 (天野)

☎静岡県獣医師会島田支部 ☎ 37-3280 (小川動物病院)

とき／12月3日(土) 午後2時～3時

ところ／島田市斎場(伊太 2800-1)

対象／市内在住の人 ※列席は自由。

## ■ 福祉と暮らしのセミナー (無料)

☎島田榛北地区労働者福祉協議会 ☎ 36-7371

とき／11月10日(木) 午後6時30分～8時30分 (開場:午後6時)

ところ／プラザおおるり ホール(1階)

内容／笑いのある健康な人生

講演者／三遊亭鳳楽

申し込み／島田榛北地区労働者福祉協議会(①)とろうきん島田支店(②)で入場整理券を配布(無くなり次第終了)

配布期間／10月17日(月)から(①)月・水・金曜日 午前9時～午後2時 (②)祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後3時

## ■ 労使間のトラブルでお悩みではありませんか？

☎中部県民生活センター ☎ 054-286-3208

▶静岡県では、労使間のトラブルに関する相談を無料で受け付けています。相談の内容によって、弁護士相談や県労働委員会「あっせん」制度を紹介。あっせんでは、当事者を代表するあっせん員が、中立な立場からトラブル解決に向けたお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

## ■ 島田樟誠高校 秋のオープンスクール

☎島田樟誠高校 ☎ 37-3116 (児玉)

とき／10月29日(土)、30日(日) いずれも午前9時～11時15分、午後1時～3時15分

対象／中学生とその保護者

内容／模擬授業、校内見学など

申込方法／10月29日(土)までにホームページから

※詳しくはお問い合わせください。



## ■ 保育のお仕事フェア(オンライン・無料)

☎しずおか保育士・保育所支援センター ☎ 054-271-2110

とき／①10月27日(木) ②10月31日(月) ③11月11日(金)

いずれも午後2時～4時

対象／保育士を目指す人、保育の仕事に興味のある人

内容／保育士さん就職応援セミナー、就職相談会

出展事業所エリア／①東部地区 ②静岡市内 ③中・西部地区  
申し込み/各開催日の5日前までに、上のQRから電子申請



## ■ 行政手続きに関する無料相談会

☎静岡県行政書士会島田支部 ☎ 45-5882

とき／11月12日(土) 午前9時30分～午後3時

ところ／島田産業まつり特設ブース(おび通り)

相談内容／農地法・相続・遺言・建設業・その他

## ■ 相続・遺言無料相談会～相続登記の義務化に向けて～

☎静岡県司法書士会事務局 ☎ 054-289-3700

▶令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まります。静岡県司法書士会では相続登記の義務化に先立ち、相続・遺言無料相談会を開催します。

とき／11月19日(土) 午後1時30分～4時30分(最終受付 午後4時)

ところ／地域交流センター歩歩路

予約方法／11月15日(火)までに電話で問い合わせ先へ

受付時間／午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

※予約優先。相談時間は1組30分程度です。

## ■ 建設業退職金共済制度のご案内

☎(独)勤労者退職金共済機構 建退共静岡支部

☎ 054-255-6846

▶建設業退職金共済制度は、建設現場で働く人の福祉の増進と建設業の振興に寄与することを目的として設立された退職金制度です。

加入できる事業主／建設業を営む人

対象者／建設業の現場で働く人

掛け金／日額 320円

内容／事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめた時に、建退共から退職金を支払う制度

◎掛け金は、法人では損金、個人企業では必要経費です。

◎掛け金の一部を国が免除します。

◎雇用主が変わった場合も、企業間を通算して計算されます。

※詳しくは、建退共のホームページからご確認いただくか、問い合わせ先へ。

